

国民年金保険料の免除申請はお早めに

▷問い合わせ先＝一関年金事務所(☎0191②4246)／国保年金課国民年金係(☎内線145・146)

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が入り、世代を超えて支えあう制度です。令和2年度の国民年金保険料(以下「保険料」)は、月額16,540円です。経済的な理由などにより保険料を納めることが難しいときは、申請して承認されると、「免除」または「猶予」される制度があります。令和2年7月から令和3年6月分の申請は、7月から受け付けています。

保険料を未納のままにしておく、老齢基礎年金だけではなく、万が一の障害基礎年金や遺族基礎年金が受



けられない場合がありますので、早めに相談ください。

■その他の保険料免除制度

- 学生納付特例制度＝学生の保険料納付が猶予されます(4月更新)。
- 法定免除＝障害基礎年金、または生活保護法の生活扶助を受給している人の保険料が免除されます。
- 産前産後期間免除＝第1号被保険者(本人が保険料を納付している人)が出産した場合、産前産後の一定期間の保険料が免除されます。

■免除の対象となる所得の目安

※()内は収入額

世帯構成	全額免除・納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦、子2人)	162万円(257万円)	230万円(354万円)	282万円(420万円)	335万円(486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円(157万円)	142万円(229万円)	195万円(304万円)	247万円(376万円)
単身世帯	57万円(122万円)	93万円(158万円)	141万円(227万円)	189万円(296万円)

※本人、配偶者、世帯主それぞれの前年の所得が、基準額以下であること。
 ※納付猶予は、本人、配偶者の前年の所得が基準額以下であること(対象…50歳未満)。
 ※一部納付すべき保険料を納付しないと、免除が無効となり、未納期間となります。

夏の交通事故防止県民運動が始まります～7月17日から26日まで～

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)

夏場は、暑さや長距離運転などに起因する疲れなどから、ぼんやり運転をしやすくなり、重大事故が多発する傾向にあります。

長距離を運転する際は、無理のない運転計画を立て、1時間ごとに休憩をとりましょう。

一人一人が交通ルールとマナーを守り、交通事故を起こさないよう、遭わないよう、十分注意しましょう。



スローガン

「ベルトした？ うしろの席も もうしたよ」

■運動の重点項目■

- ・暑さなどによる過労運転の防止
- ・高齢者と夏休み中の子どもの交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

■飲酒運転4(し)ない運動■

- 1 運転するなら酒を飲まない
- 2 運転する人に酒を提供しない
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない

縄文土器製作会の参加者を募集します

▷問い合わせ先＝市立博物館(☎②2161)

市立博物館では「縄文土器製作会」の参加者を募集します。製作会は、形づくりと野焼きの計2回行います。1回目は粘土での形づくりと文様づけをします。2回目は作った土器を野焼きします。この機会に、縄文人の土器づくりを体験してみましょう。

- ▷日時・会場など＝別表のとおり
- ▷講師＝金野良一さん(市立博物館専門研究員)
- ▷対象＝小学生以上(低学年は保護者同伴)
- ▷参加費用＝1,100円(材料費)
- ▷その他＝新型コロナウイルス感染症対策として、会場内では人との間隔を一定程度空けて作業を行います。参加する人は、マスクを持参ください。その他不明な点は、お問い合わせください。

- ▷申込方法＝電話で申し込みください。
- ▷申込期限＝7月28日(火)※定員になり次第締め切ります。

内容	日時	定員	会場
形づくり (午前の部)	8月2日(日) 午前9時～正午	15人	博物館 多目的ホール
形づくり (午後の部)	8月2日(日) 午後1時30分～ 午後4時30分	15人	博物館 多目的ホール
野焼き	8月9日(日) 午前9時から 午後4時	30人	博物館駐車場

※野焼きは悪天候の場合、8月10日(月・祝)または8月23日(日)に延期します。

市町村交通災害共済に加入しましょう

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127、128)

交通災害共済は、交通災害を受けた人、またはその遺族を救済する制度です。

万一の事故に備え、少ない掛け金で大きな保障が受けられる交通災害共済に加入しましょう。

- ▷加入対象＝市内に住居登録をしている人
- ※昨年加入した人は7月31日で共済期間が終了します。

- ▷掛金＝1人あたり年額400円
- ▷共済期間＝8月1日から令和3年7月31日まで
- ※ただし、8月1日以後に加入申込みをした場合には、受付日の翌日午前0時からの共済期間となります。

- ▷加入方法＝加入申込書は行政連絡員を通じて配布します。金融機関の窓口へ加入申込書を持参し、掛け金を添えて申し込んでください。手数料は不要です。金融機関窓口での取り扱いは、9月30日(水)までです。以降の申し込みは市役所で受け付けます。

※平成30年度から加入申込書には住所や世帯員の印字をしていませんので、申し込む時は、予め必要事項などを記入の上、申し込みするようお願いいたします。

※行政連絡員や班長による取りまとめは行いません。

※加入申込書は金融機関窓口にも備え付けてあります。

※対象金融機関は、岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・信用金庫・岩手県信連・農業協同組合・東北労働金庫・岩手信漁連・ゆうちょ銀行・郵便局です。岩手県内に所在する全ての店舗で対応可能です。

- ▷支給対象＝国内での交通事故が対象です(踏切での事故や自転車での事故も対象)。ただし、事故の原因が、無免許運転、酒気帯び運転、自殺など加入者の故意による場合や、犯罪行為、天災、歩行中の転倒などは対象になりません。
- ▷見舞金の額＝2万円～110万円(災害の程度による)

- ▷見舞金の請求手続き＝加入者証をお持ちの上、事故に遭った日から2年以内に手続きをください。手続きに必要な書類などについては、お問い合わせください。

※2年を過ぎると支払いできませんので、ご注意ください。

